

各 位

江南市長 澤田 和延
(公印省略)

江南市心身障害者扶助料の受給資格喪失について(再通知)

日頃は、障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについては、令和3年3月26日付け2江福第456号「江南市心身障害者扶助料の受給資格喪失について(通知)」にて、既に通知をさせていただいているところではありますが、江南市心身障害者扶助料(以下「扶助料」という。)の支給月が9月及び3月となっていることから、お間違いの無いよう、国及び県による手当等との併給の制限について、下記のとおり改めて通知させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、今回の内容は、扶助料において新たに支給要件を設けるものでありますので、国による特別障害者手当等、及び県による在宅重度障害者手当については、引き続き支給されます。しかしながら、扶助料の支給対象外となった障害者の方については、ご負担が増加するものである点について、ご理解いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、現在、受給されている国による特別障害者手当等、又は県による在宅重度障害者手当について、施設への入所や所得制限等により支給が停止した場合は、再度、扶助料を受給することができますので、その際は、福祉課の窓口にてお手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

記

【令和2年度以前(見直し前)】

- ・特別障害者手当(国)
- ・障害児福祉手当(国)
- ・福祉手当(国)
- ・在宅重度障害者手当(県)

↑ ※上記のいずれかの手当と扶助料の両方を受給できる

- ・扶助料(市)

【令和3年度以降(見直し後)】

- ・特別障害者手当(国)
- ・障害児福祉手当(国)
- ・福祉手当(国)
- ・在宅重度障害者手当(県)

※上記のいずれかの手当を受給していると扶助料は受給できない

※支払月 特別障害者手当等(国):5月、8月、11月、2月
在宅重度障害者手当(県):4月、8月、12月
扶助料(市):9月、3月

【担当】

江南市役所 福祉課 障害者支援グループ
電話 0587-54-1111(内線 214)